

作成日 2007/09/18
改訂日 2019/03/08

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ネオフロン PFA TC-7609M1
製品コード	TC7609M1
整理番号	Y519-13
供給者の会社名称	ダイキン工業株式会社
住所	大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号
担当部門	化学事業部 営業部
電話番号	06-6373-4345
FAX番号	06-6373-4281
緊急連絡電話番号	06-6349-7521
推奨用途及び使用上の制限	塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 生殖細胞変異原性 区分1B 発がん性 区分1B 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（気道刺激性） 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H315 皮膚刺激
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H340 遺伝性疾患のおそれ
H350 発がんのおそれ
H319 強い眼刺激
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H360d 胎児への悪影響の恐れ

注意書き 安全対策

ガスの吸入を避けること。(P261)
ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)
粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
容器を接地すること。アースをとること。(P240)
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)

- 応急措置**
 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
 特別な処置が必要である。(P321)
 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
- 保管**
 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
 換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄**
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)
- 重要な徴候及び想定される非常事態の概要**
 本製品を加熱すると熱分解生成物を発生し、これらを吸入すると、目、鼻、及び肺に刺激を生ずることがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
PFA樹脂	5%~15%	省略	(6)-944	公表	26655-00-5
バインダー樹脂	5%~15%	省略	登録済み	登録済み	非公開
N-メチル-2-ピロリドン	10%~20%	省略	(5)-113	公表	872-50-4
N, N-ジメチルアセトアミド	25%~35%	CH ₃ CON(CH ₃) ₂	(2)-723	公表	127-19-5
メチルイソブチルケトン	10%~20%	CH ₃ CH(CH ₃)CH ₂ COCH ₃	(2)-542	公表	108-10-1
2-ブタノン	10%~20%	CH ₃ CH ₂ COCH ₃	(2)-542	公表	78-93-3
カーボンブラック	5%未満	C	(5)-5222	公表	1333-86-4
その他	5%未満				

分類に寄与する不純物及び安 情報なし

定化添加物

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

N, N-ジメチルアセトアミド（法令指定番号：284）（25%~35%）

N-メチル-2-ピロリドン（法令指定番号：588の2）（10%~20%）

アルミニウム及びその水溶性塩（法令指定番号：37）（5%未満）

カーボンブラック（法令指定番号：130）（5%未満）

メチルイソブチルケトン（法令指定番号：569）（10%~20%）

メチルエチルケトン (法令指定番号: 570)
(10%~20%)

化学物質排出把握管理促進法 (P R T R法) 第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

N, N-ジメチルアセトアミド (法令指定番号: 213) (31%)

4. 応急措置

吸入した場合 本製品の加熱又は燃焼によって生じるヒュームを吸入した場合は新鮮な空気の場所に移す。
必要に応じて医師の処置を受ける。

皮膚に付着した場合 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
多量の水と石鹼で洗うこと。
必要に応じて医師の処置を受ける。

眼に入った場合 直ちに清浄な水で15分間以上洗眼する。
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
必要に応じて医師の処置を受ける。

飲み込んだ場合 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
必要に応じて医師の処置を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤 小火災: 二酸化炭素、粉末消火剤、乾燥砂、耐アルコール性泡消火剤。
大火災: 散水、水噴霧。

特有の危険有害性 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。

特有の消火方法 極めて燃え易い: 熱、火花、火災で容易に発火する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
引火点が極めて低い: 散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。

消火を行う者の保護 消火は風上から行い、蒸気、煙の吸入を避ける。
消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服 (耐熱性) を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 関係者以外は近づけない。
風上に留まる。
作業者は適切な保護具 (『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照) を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

二次災害の防止策 すべての発火源を速やかに取除く (近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
着火した場合に備えて、消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱注意事項 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

<p>接触回避 衛生対策</p> <p>保管</p> <p>安全な保管条件</p> <p>安全な容器包装材料</p>	<p>容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。</p> <p>接触、吸入又は飲み込まないこと。</p> <p>取扱い場所は禁煙とする。製品が付着した煙草の喫煙により分解ガスを吸入する恐れがあるので、煙草の持ち込みも禁止とする。</p> <p>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>『10. 安定性及び反応性』を参照。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p> <p>『10. 安定性及び反応性』を参照。</p> <p>熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。</p> <p>酸化剤から離して保管する。</p> <p>容器は直射日光や火気を避けること。</p> <p>容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。</p> <p>施錠して保管すること。</p> <p>消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。</p>
---	--

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
N-メチル-2-ピロリドン	未設定	1ppm(4mg/m3) (皮)	未設定
N, N-ジメチルアセトアミド	未設定	10ppm(36mg/m3) (皮)	TWA 10ppm (Skin)
メチルイソブチルケトン	50ppm	50ppm(200mg/m3)	TWA (50ppm), STEL 75ppm Changes are proposed
2-ブタノン	200ppm	200ppm(590mg/m3)	TWA 200ppm, STEL 300ppm

<p>設備対策</p> <p>保護具</p> <p>呼吸器の保護具</p> <p>手の保護具</p> <p>眼の保護具</p> <p>皮膚及び身体の保護具</p>	<p>防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。</p> <p>静電気放電に対する予防措置を講ずること。</p> <p>局所排気装置を設置する。</p> <p>容器及び受器を接地/結合すること。</p> <p>防毒マスクには有機ガス用吸収缶を使用する。</p> <p>製品が加熱され、生ずる分解生成物中に人体が暴露される場合は有機酸性ガス用防毒マスク（場合によってはエアーラインマスク）を使用する。</p> <p>保護手袋を着用すること。</p> <p>保護眼鏡（側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）</p> <p>必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。</p>
---	--

9. 物理的及び化学的性質

外観	
物理的状態	液体
形状	液体
色	黒色
臭い	特異臭
臭いのしきい(閾)値	データなし
pH	データなし
融点・凝固点	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	データなし
引火点	5.8℃ (セタ密閉式)
蒸発速度	データなし
燃焼性(固体、気体)	データなし
燃焼又は爆発範囲	

下限	データなし
上限	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重（密度）	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度（粘性率）	データなし
動粘性率	データなし

N, N-ジメチルアセトアミドとして

沸点、初留点及び沸騰範囲	165.5℃(754mmHg), 83~84℃(32mmHg)
燃焼又は爆発範囲	
下限	1.8vol%
上限	11.5vol%

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	可燃性はあるが、通常の温度、気圧下では安定である。加熱または燃焼すると分解し、フッ化水素などの有毒なフェームを生じる。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	高温、加熱。熱源、裸火。
混触危険物質	酸化剤
危険有害な分解生成物	熱分解生成物として、粒子状物質および非常に毒性で腐食性の蒸気が発生する（HF、フッ化カルボニル、モノマー、パーフルオロイソブチレン）。熱分解生成物は、温度や条件によって異なる。

11. 有害性情報

急性毒性	データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	データなし
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	データなし
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	データなし
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	データなし
吸引性呼吸器有害性	データなし

N, N-ジメチルアセトアミドとして

生殖毒性
ウサギを用いた試験において、母獣が妊娠中に飲み水あるいは胃管により経口投与された胎児に臓器や骨格の形成に異常が見られる（SIDS (2001), ACGIH (2001)）こと、母獣が妊娠中に吸入暴露された胎児にも同様な臓器や骨格の形成に異常が見られる（SIDS (2001)）。また、EUは生殖毒性カテゴリー2（胎児に害を及ぼすことがある）に分類していることから、区分1Bに分類する。

2-ブタノンとして

皮膚腐食性及び皮膚刺激性
ヒトの皮膚に暴露しても刺激性はみられなかったとの記述（EHC 143 (1992)、DFGOTvol.12 (1999)、PATTY (4th, 1994)およびATSDR (1992)）があるが、ウサギでの皮膚適用試験で軽度または中等度の刺激性がみられたとの記述（EHC 143 (1992)、DFGOTvol.12 (1999)、PATTY (4th,

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

1994)およびATSDR (1992)) から、区分2とした。
 ヒトでの吸入暴露による試験では中枢神経系への影響はみられなかったとの記述 (EHC 143 (1992)、DFGOTvol.12 (1999)、IRIS (2003)およびATSDR (1992)) や、time estimation testの結果では対照群との間に統計学的に有意な差はなかったとの記述 (EHC 143 (1992)およびPATTY (4th, 1994)) がある。一方、ラットまたはマウスの吸入暴露試験では比較的低濃度で中枢神経系に影響が認められている (EHC 143 (1992)、PATTY (4th, 1994)およびIRIS (2003)) ことから、標的臓器は中枢神経系と判断され、区分1とした。また、ラットでの中等度用量の経口投与で腎臓に影響がみられたとの記述 (DFGOTvol.12 (1999)、IRIS (2003)およびATSDR (1992)) から、腎臓も標的臓器と判断され、区分2とした。さらに、ヒト吸入暴露例に気道刺激性がみられたとの記述 (ACGIH (7th, 2001)、DFGOTvol.12 (1999)、PATTY (4th, 1994)、IRIS (2003)およびATSDR (1992)) から、区分3とした。

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	データなし
水生環境有害性（長期間）	データなし
生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
汚染容器及び包装	都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	1263
Proper Shipping Name	PAINT
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
UN No.	1263
Proper Shipping Name	PAINT
Class	3
Packing Group	II

国内規制

陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1263
品名	塗料
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1263

品名	塗料
国連分類	3
等級	II
特別の安全対策	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れ防止措置を確実にを行う。
緊急時応急措置指針番号	128

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
労働安全衛生法	特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号） 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号） 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 健康障害防止指針公表物質（法第28条第3項・厚労省指針公示） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） 特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条3）
水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
消防法	第4類 第一石油類（非水溶性）
悪臭防止法	特定悪臭物質（施行令第1条）
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申） 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達） 揮発性有機化合物 法第2条第4項（平成14年度VOC排出に関する調査報告）
海洋汚染防止法	油性混合物（施行規則第2条の2） 危険物（施行令別表第1の4） 有害液体物質（X類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（X類物質）・油性混合物（施行令別表第1第1号イ（81）） 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・引火性液体類（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物（法第2条第5項、施行令第2条の4）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	（廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの（平10三省告示1号）
水道法	有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）
化学物質排出把握管理促進法（PRT法）	（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）
じん肺法	法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

16. その他の情報

参考文献	「ふっ素樹脂ハンドブック」日本弗素樹脂工業会
------	------------------------

「ふっ素樹脂製品取扱いマニュアル」日本弗素樹脂工業会
「米国国立労働安全衛生研究所－ふっ素樹脂熱分解生成物」日本弗素樹脂工業会
「TEFLON PTFE FLUOROCARBON RESIN, ALL GRADES LISTED ON PL0016126」Du Pont Canada Inc.,
「Guide to the Safe Handling of FLUOROPOLYMER RESINS」The Fluoropolymers Division of The Society of the Plastics Industry, Inc.

その他

当製品は、工業用途として開発されたもので、それ以外の使用について、その安全性を保証するものではありません。本製品を医療用途、食品用途などにお使いの場合は弊社まで事前にご連絡ください。このSDSは、一般的な取扱いを前提に作成したものです。取り扱う際は、ここに記載されている内容を参考にし、十分注意して取り扱ってください。また、記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の情報は保証値ではありません。危険有害性情報は、全ての情報を網羅しているわけではありません。また、新しい知見に基づき改訂されることがあります。

変更点

- 「3. 組成及び成分情報」に変更があります
- 「8. ばく露防止及び保護措置」に変更があります
- 「9. 物理的及び化学的性質」に変更があります
- 「11. 有害性情報」に変更があります
- 「12. 環境影響情報」に変更があります
- 「15. 適用法令」に変更があります